

## 第1章 保育士修学資金貸付制度の概要

本章では保育士修学資金貸付制度の概要について説明します。詳細は該当する各章でご確認ください。

### 1. 目的【規則第1条】

保育士養成施設に在学し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする方に修学資金を貸付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とします。

### 2. 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

### 3. 貸付対象【規則第3条/要綱第3条】

修学資金の貸付けを受けるには、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 保育士養成施設に在学している
- (2) 卒業後、以下の区分ごとに示した年数以上、横浜市内の指定施設（5頁参照）において継続して保育士業務に従事する意思がある
  - ① 中高年離職者 3年
  - ② 上記以外の方 5年
- (3) 在学する養成施設の長の推薦を得られる（学業優秀であること）
- (4) 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる
- (5) 他の都道府県及び政令指定都市が実施する同種の修学資金を借り受けていない

### 4. 貸付期間及び貸付金額等【規則第4条/要綱第4条】

- (1) 貸付期間 修学資金：卒業年次の12か月を含む、24か月（限度）  
※正規の修学期間が24か月を超える養成施設に在学している場合で、貸付金額が120万円以内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。  
※真にやむを得ない事由により留年した場合は、修学資金の貸付期間に含めることができます。  
入学準備金：入学した年度  
就職準備金：卒業する年度  
※入学・就職準備金のみの申込みはできません。  
※年度を跨いでの遡りをすることはできません。
- (2) 貸付金額 修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）  
入学準備金：20万円以内  
就職準備金：20万円以内  
授業料減免の支援対象者（申請中の者を含む）が、修学資金の貸付けを希望する場合は、減免後も発生する自己負担額を、貸付金額の範囲内で貸付けます。
- (3) 利 子 無利子

### 5. 連帯保証人【規則第8条】

連帯保証人を1名立てる必要があります。また、連帯保証人は独立した生計を営んでいることとします。（国税、地方税等について、既に徴収予定等の処分を受けていないこと、現に生活保護法によるいづれかの扶助を受給していないこと）

### 6. 貸付けの申込み及び決定【規則第5～6条/要綱第5～6条】

申込者は、養成施設長の推薦を受けて、横浜市社協へお申し込みください。横浜市社協は申込み内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を養成施設、申込者及び連帯保証人に通知します。

### 7. 貸付方法【規則第7条】

修学資金の交付は、申込者が指定した金融機関に原則6か月分ずつ振り込みます。

入学準備金は初回、就職準備金は最終送金時に、修学資金と併せて送金します。就職準備金については、最終送金時に状況確認し、この時点で資格取得ができない見込みである場合等は、送金対象外となる場合があります。

#### 8. 貸付決定の変更【規則第9条/要綱第8条】

以下に該当する場合は、貸付決定内容を再度審査し、貸付金の変更の可否を決定し、その結果を養成施設、修学生及び連帯保証人に通知します。

- (1) 高等教育の修学支援新制度における授業料減免の支援を受ける修学生が、契約期間中に支援区分の変更により減免額の増減が生じたとき
- (2) 修学資金の申込み・決定時には授業料減免の対象外であった修学生が、契約期間中に新たに授業料減免の対象となったとき

#### 9. 貸付契約の解除及び貸付けの休止【規則第10条/要綱第9条】

- (1) 以下に該当する場合は、貸付契約を解除します。
  - ① 養成施設を退学したとき
  - ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認めるとき
  - ③ 死亡したとき
  - ④ 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき
  - ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
  - ⑥ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
  - ⑦ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- (2) 以下に該当する場合は、貸付けを休止します。
  - ① 養成施設を休学したとき
  - ② 停学処分を受けたとき

#### 10. 返還債務の免除【規則第11条、第14条/要綱第11条、第13条】

- (1) 全額免除  
以下に該当するときは、返還債務の全額について免除を受けることができます。
  - ① 養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、指定施設において保育士業務に就き、かつ以下に定める期間引き続き従事したとき
    - ア 中高年離職者 3年
    - イ 上記以外の方 5年注) 被災4県で勤務となった場合や、人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該業務従事期間に算入することができます。  
注) 災害、疾病、その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった期間は、引き続き当該業務に従事しているとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。
  - ② 上記①の業務に起因する死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき
- (2) 全額または一部免除  
以下に該当するときは、返還債務（既に返還された金額を除く）の全額または一部について免除を適用される場合があります。
  - ① 死亡、または心身の故障により返還することができなくなったとき<sup>※1</sup>
  - ② 長期間所在不明となっている場合等、返還することが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した時<sup>※1</sup>
  - ③ 指定施設において2年以上、保育士業務に従事したとき<sup>※2</sup>

※1 相続人または連帯保証人への請求を行ってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

※2 本人の責による事由により免職された方、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については適用しません。

## 11. 返還【規則第 12 条/要綱第 10 条】

### (1) 返還事由

以下に該当する場合は、返還事由が発生した月の翌月から返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸付契約が解除されたとき
  - ② 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録をせず、または指定施設において保育士業務に所定期間引き続き従事しなかったとき
  - ③ 指定施設において保育士業務に所定期間引き続き従事する意思がなくなったとき
  - ④ 保育士業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (2) 返還期間は、貸付期間の 2 倍に相当する期間内（ただし最長 48 か月）とします。入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき 8 か月ずつ延長可能です。
- (3) 返還方法は、月賦または半年賦、年賦の均等払いによります。一括または繰上げ返還も可能です。なお、振込手数料は修学生の負担となります。

## 12. 返還債務の履行猶予【規則第 13 条/要綱第 12 条】

以下に該当する場合は、その事由が継続している期間、返還猶予を受けることができます。ただし、偽りの申込みや不正な手段で貸付けを受け、貸付契約を解除された場合はこの限りではありません。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成施設に在学しているとき
- (2) 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、指定施設において保育士業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき

## 13. 届出義務【規則第 15 条/要綱第 14 条～第 17 条】

以下に該当する場合は、届出が必要です。

- (1) 修学生及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 修学生が従事先を変更したとき（当該猶予期間中）
- (4) 修学生が従事を辞めたとき（当該猶予期間中）
- (5) 修学生が死亡したとき

## 14. 即時返還【規則第 16 条/要綱第 18 条】

以下に該当する場合は、本会会長が決定する期間及び方法にて即時返還を請求します。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- (4) 返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したとき

## 15. 延滞利子【規則第 17 条/要綱第 21 条】

修学生が正当な理由なく、修学資金を返還期限までに返還しなかったときは、遅滞日数に応じ、遅滞元金に対し貸付契約時の法定利率（令和 3 年度時点 3 %）の割合で延滞利子を徴収します。